

日英教育研究フォーラム／日英教育学会研究大会の歩み

- 結成記念大会 1992年7月28日 早稲田大学国際会議場
テーマ 1980年代の教育改革
- 第2回大会 1993年7月26日・27日 中央大学駿河台記念館
テーマ 教育史研究の現在
- 第3回大会 1994年8月27日・28日 国立教育研究所
テーマ 教育社会学の現在
ゲスト スティーブン・ボール（ロンドン、キングス・カレッジ）
- 第4回大会 1995年8月23日・24日 早稲田大学国際会議場
テーマ 職業資格問題
ゲスト ジョン・ミッチェル（スコットランド視学官）
- 第5回大会 1996年8月31日・9月1日 立命館大学末川記念館
テーマ 教師教育の動向と課題
ゲスト リチャード・オルドリッチ（ロンドン大学教育学大学院）
- 第6回大会 1997年8月26日・27日 早稲田大学教育学部
テーマ 1980年代教育改革の意義
ゲスト ゲリー・マカロック（シェフィールド大学）
- 第7回大会 1998年9月17日・18日 早稲田大学国際会議場
テーマ 教師教育の将来
ゲスト ピーター・ギルロイ（シェフィールド大学）／清水 潔（文部省高等教育局）
- 第8回大会 1999年9月6日・7日 京都大学楽友会館
テーマ 高等教育改革に関する日英比較
ゲスト ロナルド・バーネット（ロンドン大学教育学大学院）

第9回大会 2000年9月30日・10月1日 早稲田大学国際会議場

テーマ 21世紀の学校教育とカリキュラムの構造

ゲスト マイケル・F・ヤング（ロンドン大学教育学大学院）

第10回大会 2001年9月29日・30日 早稲田大学教育学部

テーマ 教育とセクシュアリティ

ゲスト ダイアン・レナード（ロンドン大学教育学大学院）

マイケル・ライス（ロンドン大学教育学大学院）

第11回大会 2002年9月29日・30日 早稲田大学

テーマ イスラームと学校・教育

ゲスト ジェフリー・ウォルフォード（オックスフォード大学グリーンカレッジ）

第12回大会 2003年7月20日・21日 京都女子大学

テーマ 英国の教育界における〈公私〉関係の現状とその示唆するもの

ゲスト ヴィヴィアン・アンソニー（前・全国校長会事務局長）

*この年から日英教育学会と改称

第13回大会 2004年7月26日・27日 東京都立大学

テーマ 「第三の道」？としてのニュー・レイバーの教育政策

ゲスト シャロン・ゲワーツ（ロンドン大学キングス・カレッジ）

第14回大会 2005年7月23日・24日 佛教大学

テーマ 教育におけるキーワードとしてのミドルクラス

ゲスト スティーブン・ボール（ロンドン大学教育学大学院）

第15回大会 2006年7月29日・30日 東京都立大学

テーマ 比較教育の昨日・今日・明日

ゲスト マイケル・クロスリー（ブリストル大学）

第16回大会 2007年7月14日・15日 京都女子大学

テーマ イギリスの inspection から学べること・学べないこと

第17回大会 2008年7月12日・13日 東京都立大学

テーマ 公立中等学校改革の日英比較

ゲスト デヴィッド・クルック（ロンドン大学教育学大学院）

- 第 18 回大会 2009 年 7 月 18 日・19 日 名古屋芸術大学
テーマ 教育における分権はどうあるべきか
ゲスト ダグラス・オスラー（前・スコットランド主席視学官）
- 第 19 回大会 2010 年 7 月 31 日・8 月 1 日 京都女子大学
テーマ 総選挙後の英国の教育改革
ゲスト ジョン・モーガン（英国中等学校長会 ASCL 会長）
- 第 20 回大会 2011 年 9 月 3 日・4 日 京都女子大学
テーマ 英国の教育研究をどう進めるか
- 第 21 回大会 2012 年 9 月 1 日・2 日 早稲田大学
テーマ 日英の教員養成の比較研究
- 第 22 回大会 2013 年 8 月 31 日・9 月 1 日 兵庫大学
テーマ 就学前の子どもに対する政策について
- 特別研究会 2013 年 10 月 13 日 キャンパスプラザ京都
テーマ 就学前の子どもに対する政策について
ゲスト アリソン・テイサム（レスター大学）
- 第 23 回大会 2014 年 9 月 1 日・2 日 常葉大学
テーマ 日英のカリキュラム改革と学力観
- 第 24 回大会 2014 年 9 月 5 日・6 日 専修大学
テーマ 教育破綻からの再生：失敗自治体の学校教師再生プロジェクト
——権限剥奪・民営化された教育委員会：ロンドン・ハックニー区のラーニング・ト
ラストによる教育改革——
ゲスト アラン・ウッド（ロンドン・ハックニー区子ども若者政策共同長官、全国子ども政策
担当局長連合会会長）

◇ 会 則 ◇

1992年7月28日制定・施行

改正 1995年8月

改正 1996年8月

改正 2002年9月

改正 2003年7月

改正 2007年7月

改正 2008年7月

改正 2009年7月

改正 2012年9月

第1条 (名称) 本会は日英教育学会 (The Japan-UK Education Forum) と称する。

第2条 (目的) イギリス教育の研究を多角的に発展させ、日本の教育の進展と日英両国の教育研究者の交流および両国の親善に貢献することを目的とする。

第3条 (事業) 本学会の目的を達成するためにつきの事業を行なう。

- (1) イギリスの教育に関する情報の交換
- (2) イギリス教育に関する研究機会の提供
- (3) 「ニュースレター」の発行
- (4) 『日英教育研究フォーラム』の発行
- (5) その他、目的に合致する諸活動

第4条 (会員) イギリス教育の研究に携わる者および関心を持つ者で、本学会の目的に賛同する者をもって会員とする。

会員には一般会員と紀要会員の別を設ける。

会員のうち3ヶ年の会費納入を怠った者は、本会から除籍される。当該年度の会費未納者にたいしては、紀要が送付されない。

★申し合わせ事項 (2008年総会)

○紀要会員は本人からの申し出により、運営委員会の議を経て紀要会員となることができる。

参考：退職者

○紀要会員は選挙権、被選挙権はもたないものとする。

第5条（役員） 本学会につきの役員を置く。

- （1） 代表1名。代表は本学会を代表する。
- （2） 必要に応じて副代表1名をおくことが出来る。
- （3） 運営委員若干名。運営委員は代表を補佐し学会運営に当たる。
- （4） 監査2名。監査は本学会の会計を監査する。
役員の任期は3年とする。再任を妨げない。

第6条（組織） 本学会に次の組織を設ける。

- （1） 総会。総会は本学会の最高議決機関である。年1回開催する。
- （2） 運営委員会。運営委員会は代表が召集し、本学会の運営に当たる。

第7条（会費） 会費は年額6,000円とする。紀要会員の会費は年額2,000円とする。

第8条（会計年度） 会計年度は4月1日から3月31日とする。

第9条（会則変更） 会則変更は総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を要する。

第10条（事務局）

- （1） 事務局長を1名おく。
- （2） 事務局長は運営委員の互選によって選出される。

★申し合わせ事項

事務局は当分の間、京都女子大学におく。

住所 京都市東山区今熊野北日吉町 35 京都女子大学発達教育学部 谷川至孝研究室

事務局長は谷川至孝とする。

附則 本会則は1992年7月28日から施行する。

附則 本会則は1996年4月1日に遡って施行する。

附則 本会則は2002年4月1日に遡って施行する。

附則 本会則は2003年8月1日から施行する。

附則 本会則は2007年8月1日から施行する。

附則 本会則は2008年7月13日から施行する。

附則 本会則は2009年7月20日から施行する。

附則 本会則は2013年4月1日から施行する。

改正の要点

- 1995年改正内容 「役員再任不可」を「再任を妨げない」に改正
- 1996年改正内容 年会費を 3000 円から 4000 円に改正
- 2002年改正内容 年会費を 4000 円から 5000 円に改正
日英教育研究フォーラムを日英教育学会に名称を変更（2003 年度から）
- 2007年改正内容 役員任期を 2 年から 3 年に改正
- 2008年改正内容 紀要会員制度の設置、「分会」の削除、「紀要会員」制度の創設、その他実情に合わせた改正
- 2009年改正内容 年会費を 5000 円から 6000 円に改正
- 2012年改正内容 「会員」の条項に除籍規定及び会費未納に関わる規定を創設

◇ 選挙規定 ◇

- 第1条 学会規約第5条に定める運営委員選出のため、本規定を定める。本学会の運営委員の選出は、以下の各条の定めに従って行われなければならない。
- 第2条 運営委員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。
- 第3条 選挙管理委員会の委員は2名とする。
- 第4条 選挙管理委員は、運営委員会の推薦により、代表が委嘱する。委嘱は改選の年の2月末日までに行われなければならない。
- 第5条 選挙及び被選挙権有資格者は、改選の年の4月末の時点で、年会費の未納が4年未満のものとする。但し紀要会員は含まない。
- 第6条 運営委員の選出は、8名連記とし、郵送の無記名投票で行う。
- 第7条 当選の決定は、得票順とする。
- 第8条 同点者が生じた場合は、選挙管理委員会の抽選による。
- 第9条 選挙管理委員は、当選者および次点者を明記した選挙結果を運営委員会および改選の年の総会で報告しなければならない。ただし、得票数は公表せず、その記録を事務局に保管するものとする。

2004年7月26日

附則 本規則は2007年7月14日から施行する。

役員任期2年を3年に改正したため、選挙管理委員の任期も改正した。

◇ 『日英教育研究フォーラム』 編集委員会規定 ◇

1. 本誌は日英教育学会の紀要として、原則として1年に1回発行する。
2. 本誌には、本学会会員の研究論文等のほか、学会の活動や会員の研究動向などに関する記事を掲載する。
3. 本誌の編集のために編集委員をおく。編集代表は、運営委員の中から運営委員会の同意を経て代表が委嘱する。編集代表は編集委員3名を委嘱する。編集代表および編集委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。また、編集代表は編集業務を遂行するために編集幹事を置くことができる。
4. 編集委員会は、各年度の編集方針その他編集に必要な事項を定める。
5. 本誌に論文等の掲載を希望する会員は、所定の論文投稿規定および編集委員会の定める各年度の編集方針にしたがい、原稿を編集代表に送付しなければならない。
6. 投稿された論文等の掲載は、編集委員会の合議によって決定する。
7. 掲載される論文等について、編集委員会は若干の変更を加えることができる。ただし、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。
8. 論文等の印刷に関して特別の費用を必要とする場合は、執筆者の負担とすることがある。
9. 本規定の改正は運営委員会が行い、総会の承認を得ることとする。

2011年9月3日

◇ 『日英教育研究フォーラム』 論文投稿規定 ◇

1. 論文は未発表のものに限る。ただし、口頭発表及びその配布資料はこの限りではない。
2. 編集委員会が特に指定する場合を除き、「自由投稿論文」は、400字詰め原稿用紙50枚（『日英教育研究フォーラム』の約12頁（45字×37行）に相当、図・表・註・引用文献・参考文献等を含む）以内とする。また論文の表紙にはタイトル及び執筆者名、所属を記載する。
3. 提出論文には英文題目、執筆者名（和文及び英文）及びその所属（同）、連絡先（住所、メールアドレス、電話番号）、英文アブストラクト（500ワード）を示した別紙を添付する。
4. 原稿はWord等により作成された電子データを電子メールの添付書類として提出するとともに、打ち出し原稿（4部）を発行される年の4月末日までに紀要編集委員会に郵送する。提出された原稿は原則として返却しない。
5. 論文の投稿原稿は、紀要編集委員会宛に提出するものとする。

改正 2008年7月13日

改正 2011年9月3日

◇ 『日英教育研究フォーラム』 著作権規定 ◇

第1条 (目的)

本規定は、日英教育学会の学会誌である『日英教育研究フォーラム』（英文名 The Japan-UK Education Forum、以下本誌という）に掲載される研究論文等の著作権について定めるものである。

第2条 (著作権の帰属)

- (1) 論文等の著作権は、論文等の原稿が学会に受理された時点から、原則として本学会に帰属する。
- (2) 特別な事情により、前項の原則が適用できない場合は、著者と本学会の間で協議して措置する。

第3条 (著作者による著作物の使用)

- (1) 本誌掲載の研究論文等を執筆者が教育・研究目的で利用する場合および将来著作集等を出版する場合には、著作権者（日英教育学会）に断りなく利用できるものとする。
- (2) 第三者から、本誌掲載の研究論文等の複製・配布・公開等に係る著作権の利用許諾要請があった場合は、運営委員会は、審議し、適当と認めたものについてその利用を許諾することができる。

第4条 (規定の改正)

本規定の改正は運営委員会が行い、総会の承認を得ることとする。

2013年8月31日

附則 この規定は2014年4月1日より施行する。